

●「いじめ」の定義……「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※いじめ防止対策推進法より抜粋

●いじめ防止対策推進法……いじめを防止するための基本理念や対策などについて、各自治体や学校の責務などを定めたもの。平成25年6月28日に公布。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

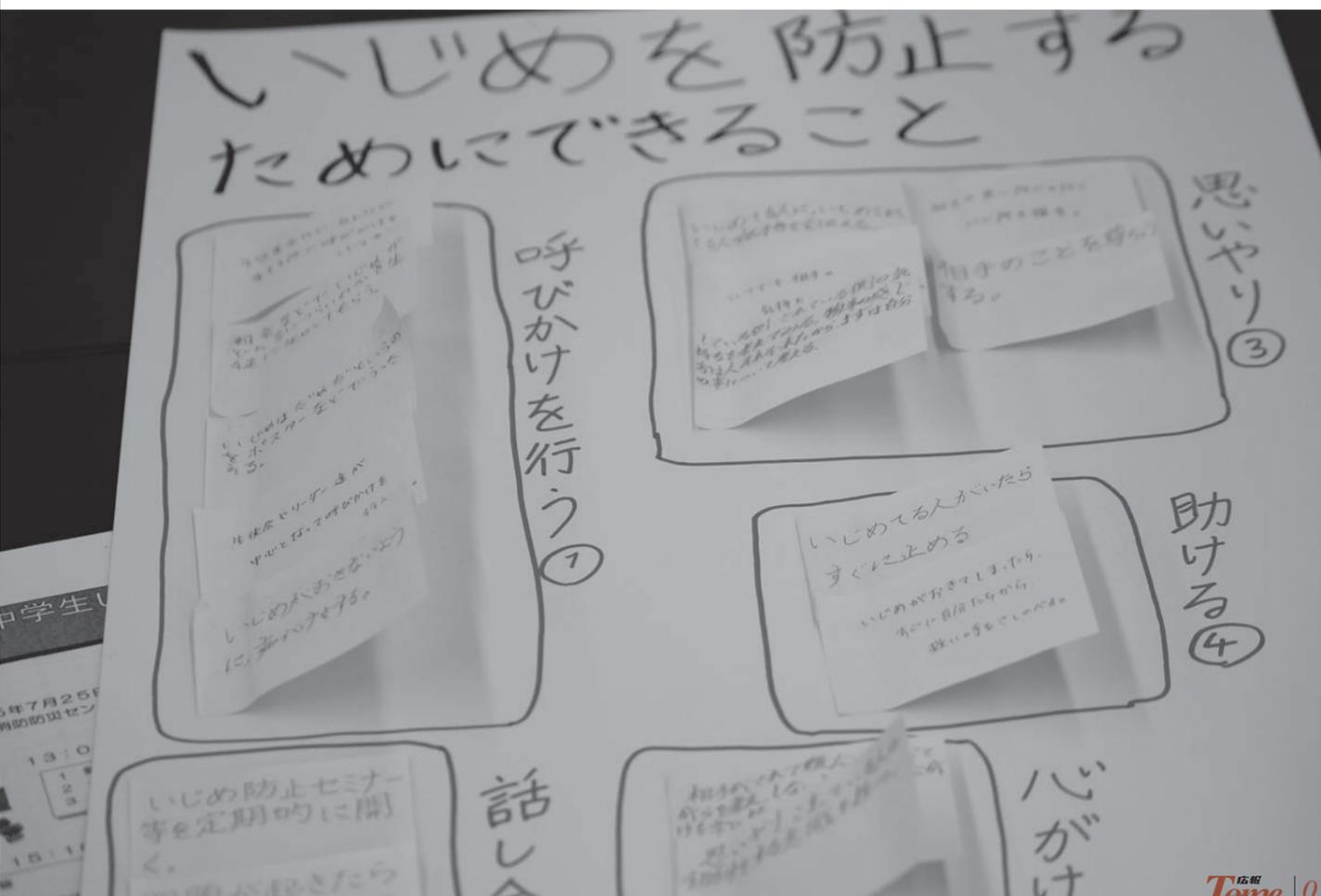
【注1】「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。【注2】「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。【注3】「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。【注4】「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。【注5】けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

※平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

## 特集 どう取り組む 「いじめ」問題

全国的に問題となっている学校の「いじめ」問題。今年6月には国の「いじめ防止対策推進法」が公布されるなど全国の自治体でも「いじめ」に対する具体的な対策が求められています。市として、「いじめ」とどう取り組んでいくか。取り組みの現状と今後の方向性を考えます。(2～11ページ)

いじめを防止するためにできること



いじめを防止するため自分たちに何ができるのか、真剣に考える生徒（7月25日：いじめ問題を考えるフォーラム）